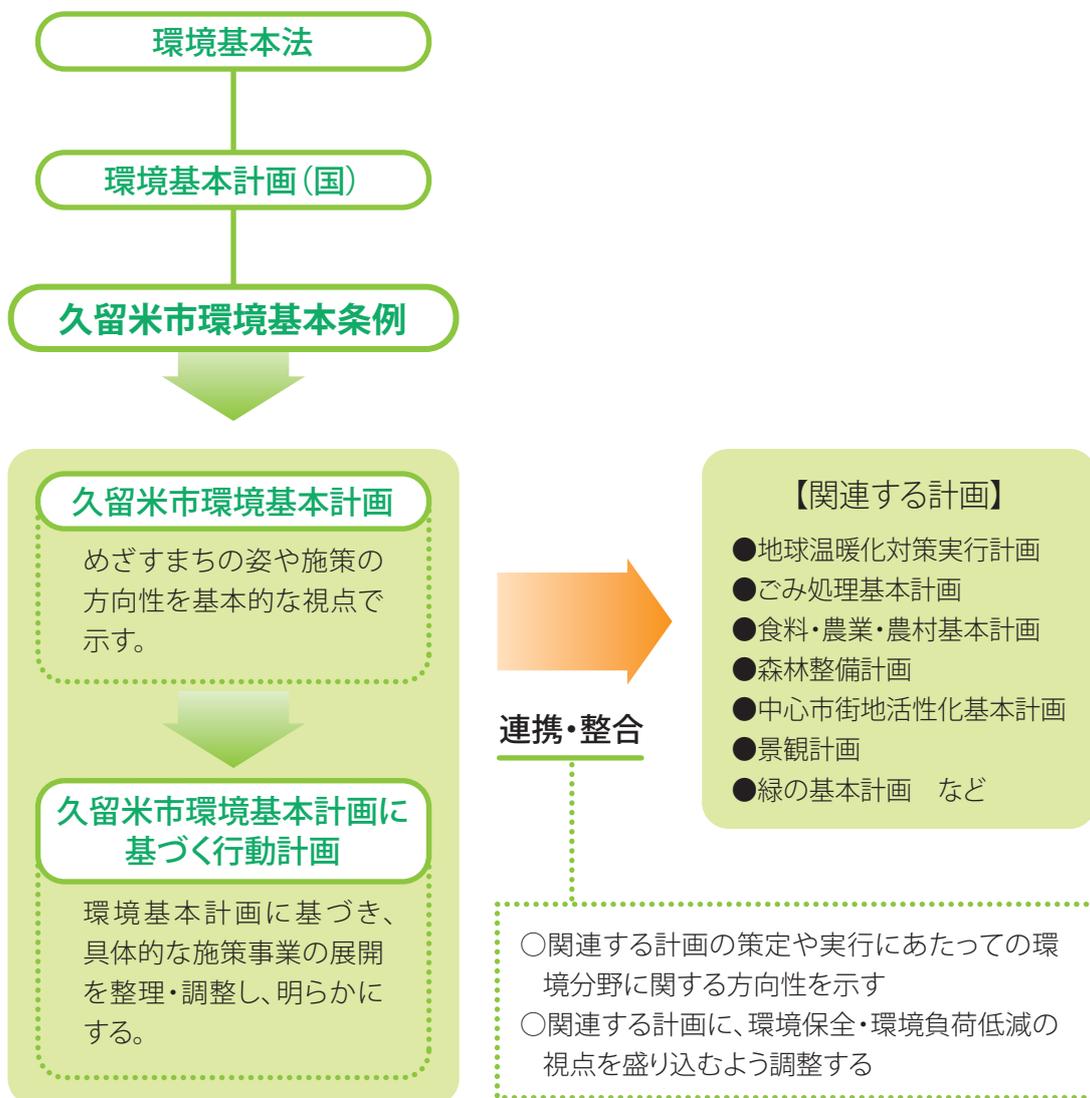


## 第1節 計画の位置づけ

久留米市環境基本計画は、環境部門の総合計画として位置づけられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画であり、久留米市環境基本条例第8条に基づき策定しています。



## 第2節 対象とする分野

この計画は、身近な環境から地球環境まで、幅広い意味での環境を対象とします。

### ① 地球環境

\*地球環境問題における地域での取り組みを実践していくことを目的に、資源エネルギーなどに関する環境要素を対象とします。

#### 環境の要素

\*地球温暖化、省エネルギー、\*再生可能エネルギー等

### ② 地域環境

#### 自然環境

健全な水循環や生物の生息・生育環境の保全を目的に、水、緑、動植物に関する環境要素を対象とします。

#### 環境の要素

農地、森林、生態系、野生動植物、河川・水辺等

#### 生活環境

健全な生活環境の形成を目的に、大気や水質など主に生活に関する環境要素を対象とします。

#### 環境の要素

廃棄物、\*都市・生活型公害、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、化学物質等

#### 快適環境

快適な生活空間の形成を目的に、美化、緑化、歴史遺産、景観等に関する環境要素を対象とします。

#### 環境の要素

美化、緑化、自然景観、都市景観、文化的景観、歴史的景観、文化財、歴史遺産等

### ③ 市民行動

市民、事業者、行政が協働して環境にやさしい行動を実践することのできる仕組みをつくることを目的に、環境活動の支援や環境教育・環境学習等に関する環境要素を対象とします。

#### 環境の要素

生涯学習・教育、イベント・啓発、環境配慮行動、コミュニティ活動、連携・協働等

### 第3節 対象の範囲

本市の行政区域全体を計画の対象区域とします。

なお、本市だけでは解決できない広域的な環境課題については、国、県、近隣自治体などの関係機関と連携し、対応していきます。



取り組みに際しては、地球環境全体を「グローバル」に意識し、その実践には足下から、地域から「ローカル」に取り組めます。

### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、2011年度(平成23年度)から2020年度(平成32年度)の10年間とします。

なお、社会経済の動向や環境の課題に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。

